

公 示

次のとおり、公募します。

令和5年1月31日

支出負担行為担当官

神奈川労働局総務部長

津 崎 僚 二

1 公募内容

(1) 事業名

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の健康管理手帳又は船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で、次の2に掲げる業務に係る健康診断事業

(2) 事業の趣旨

がんなど発病までの潜伏期間が長く、また、発病した場合に重篤な結果を起こす疾病にかかるおそれのある、特定の有害業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

以下の業務に従事していた者に対する健康診断

3、3' ジクロロ 4、4' ジアミノジフェニルメタン業務関係

3 委託事業の実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで(更新あり)

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条、第71条及び第72条に規定される次の事項に該当する者は、公募に参加する資格を有さない。

1 当該契約をする能力を有さない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)。

2 破産者で服権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第32条第1項各号に掲げるもの。

(2) 社会保険等、次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、該当する制度に加入し、この公募の意思表示期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。

- 1 厚生年金保険 2 健康保険（全国健康保険協会管掌） 3 船員保険
4 国民年金 5 労働者災害補償保険 6 雇用保険

（3）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（4）厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

5 特殊な技術及び設備等の条件

神奈川県及び静岡県東部地域に所在する医療機関で下記の選定基準を満たしていること。

（1）当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。

（2）臨床検査技師等、当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

（3）委託する健康診断の実施に必要な次の設備が装備されていること。（ただし、一部が装備されていない場合であっても、他の一の衛生検査所等との業務委託契約等により当該設備を使用できる場合であって、当該業務委託契約等において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとする場合がある。）

（3、3' ジクロロ 4、4' ジアミノジフェニルメタン業務関係）

（ア）遠心機及び顕微鏡

（イ）標本染色用器具

（ウ）膀胱鏡

（エ）エックス線直接撮影装置

（オ）超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

（4）（公社）全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

なお、別途、神奈川労働局長の定める契約条件に合意できることが契約に際して必要となること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、下記記載の神奈川労働局労働基準部健康課に連絡し事業について説明を受けたうえで、以下により意思表示を行うこと。

（1）意思表示期限 令和5年1月31日(火)から令和5年2月14日(火)17時まで

（2）意思表示場所 神奈川労働局総務部会計第二係

（3）意思表示方法 郵送

(4) 意思表示様式 任意様式

なお、後日、正式な意思表示の様式を交付します。

【本件担当 連絡先】

住 所：神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7
横浜第二合同庁舎 8 階

担 当：(事業に関する事)
神奈川労働局労働基準部健康課
稲葉

電 話：045-211-7353

F A X：045-211-0048

(契約に関する事)

神奈川労働局総務部総務課会計第二係
齋木

電 話：045-211-7350

F A X：045-651-1190